

令和4年4月農業委員会定例会議事録

日時	令和4年4月20日（水）午後2時40分～午後4時08分	
場所	さぬき市役所 3階 301、302会議室	
	議事録署名委員の指名について	
日程第1	諸報告	
日程第2	農地法第3条に基づく申請審議について	(会長提出議案第1～5号)
日程第3	非農地証明願いについて	(会長提出議案第6～8号)
日程第4	農地法第4条に基づく申請審議について	(会長提出議案第9～10号)
日程第5	農地法第5条に基づく事業計画変更の申請審議について	(会長提出議案第11号)
日程第6	農地法第5条に基づく申請審議について	(会長提出議案第12～17号)
日程第7	農用地利用集積計画の審議について	(会長提出議案第18号)
日程第8	農業経営改善計画の審査について	(会長提出議案第19号)
日程第9	その他	
出席委員	1 楠 豊 2 吉原博美 5 松岡浩二 6 稲田俊美 8 大塚ノブ子 10 廣瀬 徹 12 十川隆行 13 岩澤佳宣 14 寒川 巧 15 十河道夫 16 藤澤 明 4 蓮井セツ子(会長職務代理者) 18 松原俊幸(会長)	
欠席委員	3 朝倉重弘 7 間嶋正憲 9 岡村義弘 17 芳竹和政	
事務局	山下智資事務局長 頼富伸次副主幹 松本美佳主査 藤川英祐主任主事	
農林水産課	玉木省三副主幹 小島拓也主任主事	
農地機構	三好幸信農地集積専門員 猪熊正農地集積専門員	
傍聴者	なし	

事務局

引き続いて、4月の定例会を開催したらと思います。進行につきましては、松原会長のほうでお願い致します。

議長（会長）

先ほどはどうもお疲れさまでした。農業委員会総会に引き続きまして、お疲れのところ、定例会を始めたいと思います。

なお、本日、令和4年度になりますての年度最初の定例会でございます。案件大変多いので、円滑なご審議ができますよう、ご協力のほどお願い致しまして、開会の挨拶と致します。

なお、本日提案致します案件につきましては、事前に各地区で現地確認等を行っていると思いますので、よろしくお願ひ致します。

本日、農地法第3条で法人が農地を取得する案件がありました。事前に各地区の代表者と会長職務代理者、私の7人で聞き取り調査を行っていますので、後ほど地区代表者から報告致します。

さて、本日出席は17名中13名の出席で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、過半数の出席ですので成立することを宣言致します。

では、議事録署名委員ですが、私のほうから指名させていただきます。1番楠委員さん、2番吉原委員さん、両委員さん、よろしくお願ひ致します。

では、本日の日程に沿って進めさせていただきます。

日程第1 諸報告。事務局より報告をお願い致します。

事務局

別紙のこちらの1枚ものの資料をご覧ください。

使用貸借に係る農地の返還通知書を2件受理しています。これは使用貸借権を中途解約するものです。

貸人は●●●●●●●●●様、借人は●●●●●様で、申請地は●●●●●●●●●●番●です。解約理由は借手の変更のためです。

貸人が●●●●●●●、●●●様、借人は●●●●●●●、●●●様で、申請地は●●●●●●●●●●●●●●●●番●他 1 筆です。解約理由は病気等で労力不足のためです。

以上で報告を終わります

議長（会長）

事務局の報告が終わりました。

続きまして、日程第2 農地法第3条に基づく申請審議について、会長提出議案第1号から第5号を議題とし、一括上程致します。

なお、今月の議案で、第5号は●●委員の関係する議案になり、除斥対象議案になりますので後で別審議と致します。

それで 事務局より説明を求めます

事務局

それでは、ご説明させていただきます。今回の3条の案件は5件ございまして、面積にして9,200m²、12筆です。

それでは、個別の案件についてご説明いたします。議案書は1ページからでございます。まずは、第1号から第4号の議案までご説明します。

それでは、会長提出議案第1号、第2号については関連がありますので、併せてご説明致します。冒頭で会長からお話をありがとうございましたが、譲受人についてはさぬき市での実績がないことから、本日ヒアリングを行っている案件でございます。

まず、第1号議案、譲渡人が●●●●●●●●●●様。申請地が●●●●●●●●●●●●番●。台帳地目が田、現況地目も田、地積が1,109m²。譲渡人の申請事由は農業の廃止。譲受人の申請事由は経営規模の拡大でございます。

續いて 第2号 讓渡人は□□□□の□□□□様 申請地は□□□□

●●●●●●●番他1筆です。台帳地目田、現況地目田、地積の合計が
1,137m²。譲渡人の申請事由は農業の廃止。譲受人の申請事由は経営規
模の拡大でございます。

譲受人は●●の●●●●●●●●●というところで、権利は所有権の移転、経営面積については、さぬき市ではまだ実績がございませんので 0 m^2 。受人従事数は2。東かがわ市で畑を5、 291 m^2 所有しているということです。

地図の資料いたしましては、第1号は1ページ、第2号は2ページとなります。第1号の申請地はさぬき市●●、●●●●●●、●●●●●の東約680m。第2号の申請地は●●●●●の東約610mに位置しております。譲受人の●●●●●の農地について、●●●●●のほうに精農審査をした結果、問題もございませんでした。経営規模の拡大のため農地を探していましたところ、農業を廃止して農地の管理に困っていた土地所有者と話がまとまり、申請に及んだものです。許可が下りた後は芝生を栽培する計画となっております。

続きまして、会長提出議案第3号についてご説明させていただきます。譲渡人、●●●●の●●●様。譲受人が●●●●●●●の●●●●様。申請地が●●●●●●●●●番。台帳地目田、現況地目田、地積が298m²。譲渡人の申請事由が労力不足。譲受人の申請事由が経営規模の拡大となっており、権利は所有権の移転。経営面積は13,835.81m²となっており、受人従事者は2人です。資料といたしましては3ページになります。

申請地はさぬき市●●、●●、●●●●の東約750mに位置し、譲受人については申請地周辺にも農地を所有しております、経営面積の保全管理も行なっております。

申請地はさぬき市●、●●●●●の南南東約1kmに位置しており、譲受人については申請地周辺にも農地を所有しております。

以上です。

議長（会長）

事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては、●●地区、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

まず、最初、●●地区、お願ひします。

松岡浩二委員

第1号議案、第2号議案ともに譲受人のほうが同じ方で、先ほど事務局からの説明のとおりでございます。第2号議案のほうの農地は現在、耕作放棄地の状況でございます。特に問題ないと思いますので、よろしくご審議お願いします。

議長（会長）

続きまして、●●地区、お願いします。

大塚ノブ子委員

第3号議案についてご報告致します。4月16日、現地確認を行いました。田んぼは言うことありません。この受入れの●●さんはこの周りにも農

	地を持っているそうで、私たちはよろしいのではないかと判断致しました。よろしくご審議お願いします。
議長（会長）	続きまして、●●地区、お願いします。
十川隆行委員	4号議案を報告します。去る16日に全員で見てまいりました。問題なからうと思います。よろしくご審議お願いします。
議長（会長）	地区代表委員の報告が終わりました。議案第1号から第4号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。
全委員	「質疑なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第1号から第4号につきましてお諮りします。議案第1号から第4号について異議ありませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第1号から第4号を原案のとおり認めることと致します。 続きまして、●●委員の関係する議案である議案第5号の審議に入りますので、それでは、●●委員の退席を求めます。
	(●●委員 退席)
議長（会長）	では、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、会長提出議案第5号についてご説明させていただきます。譲渡人、●●●●●の●●●●様。譲受人が●●●●●の●●●●様。申請地は●●●●●●●●●番●他1筆で、台帳地目全て畑、現況地目も全て畑、地積の合計が1,829m ² 。譲渡人の申請事由が労力不足。譲受人の申請事由は経営規模の拡大。権利は所有権の移転で、経営面積は3,857m ² 。受人従事数は2となっております。 資料と致しましては5ページになります。申請地はさぬき市●●、●●、●●●●●の東約860mに位置しており、譲受人については申請地周辺にも農地を所有しております、経営面積の保全管理も行っております。 以上となります。
議長（会長）	事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては●●地区的関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。
岩澤佳宣委員	先日、日曜日に全員で確認しましたところ、きれいに自分で整地をしているところですが、果樹園だったところがちょっと荒れていたのですが、別に問題はないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願ひ致します。
議長（会長）	地区代表委員の報告が終わりました。議案第5号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。
全員	「質疑なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第5号につきましてお諮りします。議案第5号について異議ありませんか。

0年よりも耕作不能で、時間がたっているということですが、雑木もあまり見られず、畠の状態に近い様子だったのです。

そこで、私たちは原野とみなすのはまだ早いのではないかという結論を出しました。よろしくご審議いただきたいと思います。

議長（会長）

今の地区代表委員からの報告で、地区の人が原野ではまだ早いことなのですが、皆さん、いかが諮りましょうか。

地区の人を優先させてもらうのでいいですか。これについて皆さん、ご異議ありませんか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、ないようですので、一応これ保留ですか、取下げですか。

大塚ノブ子委員

どうしたらよろしいでしょうか。

寒川巧委員

写真と、地区の方が見てきて、原野は無理だろうと言うたら、これ今、保留しても、また次、もう1回出てくるのではないですか。

議長（会長）

そうしたら、却下ということで。それでよろしうございますか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、議案第6号を原案のとおり認めることとして、7号を却下ということで異議ありませんか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

続きまして、●●委員の関係する議案第8号の審議に入ります。

それでは、●●委員の退席を求めます。

(●●委員 退席)

議長（会長）

では、事務局より説明を求めます。

事務局

会長提出議案第8号、地区番号5、受付年月日、令和4年4月1日。申請人は●●●●●、●●●●様で、申請地が●●●●●●●●番です。台帳地目は田、現況地目は宅地でございます。申請理由と致しましては、農業用倉庫として使用しているためです。お手元の資料の11ページから12ページをご覧ください。

概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●から南東へ約1,470mに位置しております。申請地は昭和40年に相続されています。農業用機械の置場が必要となり、昭和57年3月頃に農業用倉庫として建築したものです。位置図は資料11ページ左側、写真方向図は資料12ページ左側、現況写真は資料12ページ右側になるので、ご確認ください。

説明は以上です。

議長（会長）

事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

岩澤佳宣委員

8号議案、去る17日に全員で見てまいりました。建って大分になるのですが、こんなところに田んぼがあったんだと思われるようなところでした

が、きちんと農舎が建って、また、きれいに農舎の壊れたとここまで直しておられました。別に問題はないと思われますので、ご審議をよろしくお願ひします。

議長（会長）

地区代表委員からの報告が終わりました。議案第8号につきまして質疑等がありましたら、発言を認めます。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、議案第8号につきましてお諮りします。議案第8号について異議ありませんか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、議案第8号を原案のとおり認めることと致します。
退席されている●●委員の再入場を認めます。

（●●委員 着席）

議長（会長）

日程第4 農地法第4条に基づく申請審議について、会長提出議案第9号から第10号を議題とし、上程致します。
それでは、事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、ご説明させていただきます。今回の4条の案件は2件ございまして、面積にして1,559m²の5筆です。

それでは、個別の案件についてご説明致します。議案書は3ページからでございます。

まず、第9号議案、地区番号1、受付年月日、令和4年4月1日。申請人、●●●●●●の●●●●様。申請地は●●●●●●●●●●●●番●他1筆です。台帳地目は畠、現況地目は宅地、地積の合計は234m²となっております。転用目的は宅地の拡張。建築面積は153.59m²。こちら無断転用の是正の案件になりますので、工事着完年月日は昭和57年4月1日から昭和57年9月30日となっております。農地区分は第2種農地となっております。資料といたしましては13ページと14ページになっており、位置図を13ページの左側に掲載しております。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●、●●●●●●●の東約420mに位置しております。隣接については、畠、宅地及び道路、水路に接しております。このたび既に宅地として利用している申請地の無断転用が判明したため是正するものです。なお、地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。また、始末書も添付され反省の念を示していることなどから、許可も止むを得ないと考えております。

続いて、会長提出議案第10号についてご説明させていただきます。地区番号4、受付年月日、令和4年4月1日。申請人は●●●●●●の●●●●様。申請地は●●●●●●●●●●●●番●他2筆。台帳地目は全て田、現況地目については、●●●●●●●●●●●●番●と●●●●●番●の1については田んぼですが、●●●●●番●の2については雑種地となっております。これについては、●●●●●●の駐車場として、さぬき市のほうで長年借用しているものになっております。地積の合計は1,325m²。転用目的は貸駐車場用地と薪保管場になっております。建築面積は0m²。工事着完予定年月日は令和4年6月1日から令和5年5月31日。農地区分は第2種農地となっております。資料といたしましては15ページと16ページで、位置図を15ページの左側に掲載しております。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●、●●●●の南約1.3kmに位置し、隣接については、道路及び駐車場に接しております。既存の駐車場及び薪置場ではスペースが不足しており、駐車場及び薪保管場の拡大を検討していたところ、労力不足により耕作を継続することが困難であった土地所有者と話がまとまり、申請に及んだものです。なお、地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。

農地法第4条に基づく申請審議について、ご説明は以上となります。

議長（会長）

事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

まず、●●地区、お願いします。

楠 豊委員

それでは、ご報告致します。会長提出議案第9号の4条申請ですが、内容については事務局の説明のとおり、昭和57年頃からの無断転用のは正ということのようです。地区委員会と致しましては、現地を確認し、仕方なかろうということになりましたので、よろしくお願ひ致します。

議長（会長）

続きまして、●●地区代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

十川隆行委員

第10号の案件ですけども、これも先ほど事務局が丁寧な説明したとおりです。後々は●●●●●●が買い取るということになっておるようです。現状も田は●●●●●のほうが、景観が悪くなるので維持管理しているということなので、そのまま続けていくという感じらしいです。以上です。

議長（会長）

地区代表委員からの報告が終わりました。議案第9号から第10号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。
ございませんか。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、議案第9号から第10号につきましてお諮りします。議案第9号から第10号について異議ありませんか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、議案第9号から第10号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。

続きまして、日程第5 農地法第5条に基づく事業計画変更の申請審議について、会長提出議案第11号を議題とし、上程致します。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

ご説明させていただきます。今回の5条の事業計画の変更の案件は1件で、面積にして5,598m²、11筆です。議案書4ページからでございます。

地区番号3、受付年月日、令和4年4月1日。申請人、●●●の●●●●●●●。申請地が●●●●●●●●●番他10筆、台帳地目は全て田、現況地目は全て雑種地で、地積の合計が5,598m²となっており、事業計画については、変更前、変更後も同じく太陽光発電設備。農地区分は第2種農地となっております。資料と致しましては17ページから20ページで、位置図を17ページに掲載しております。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●、●●●●●の北西約

1. 8kmに位置しており、隣接については、田、宅地、雑種地及び道路、水路に接しております。このたびの変更申請の内容についてですが、令和2年7月13日の市農業委員会で審議し、令和2年8月17日に県許可となっていた、●●●●●●●●●●番他10筆に、隣接する●●●●●●●●●●●●●●●●番及び●●●●●番を追加で申請するもので、資料19ページの左側が変更前、資料20ページの左側が変更後の利用計画図となっております。隣接地の2筆の転用については、会長提出議案第17号にてご説明させていただきます。地元土地改良区や隣接農地所有者の同意も得ており、また、四国経済産業局による設備認定も受け、事業の実施も確実であると見込まれることなどから、許可相当と判断するものです。

農地法第5条に基づく事業計画変更の申請審議についてのご説明は以上となります。

議長（会長）

事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

大塚ノブ子委員

第11号議案についてご報告を致します。4月16日、私たち現地確認を行いました。これは長い間、雑種地でずっとあったのですけれども、このたび太陽光発電設備をするということで、いいんじゃないかということで、皆さん、よろしいでしょうという判断をしました。よろしくお願ひ致します。

議長（会長）

地区代表委員からの報告が終わりました。議案第11号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

●●委員さん。

寒川 巧委員

書類上だけなのですが、譲渡人が●●●●●●●●となっているけど、これは●●●●が持っている土地なのでしょうね。買うてる土地。それで、今まで雑種地みたいにしていた土地でしょう。ではないのか。

事務局

これは前回というか以前の申請で、所有者がいて、●●●●さんに所有権移転をするという案件がありまして、所有権移転についてはもう既に●●●●さんが取得しているので、土地については●●●●さんに今現在なっています。

寒川 巧委昌

だから、譲渡人でなくて、所有者ということね。

事務局

そうです。そのとおりです。所有者は●●●さんのです。

寒川 巧委員

そのときの購入のはやはり太陽光だったのですか、●●●●が買うときは

事務局

そうです。太陽光で5条の申請がございまして、取得して、今回、●●●さんで事業計画変更をするという内容です

寒川 巧委昌

分かりました

議長（全長）

ほかにございませんか

全委昌

「質疑なし」との声あり

議長（全長）

それでは、議案第11号につきましてお諮りします。議案第11号について異議ありませんか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、議案第11号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。

続きまして、日程第6 農地法第5条に基づく申請審議について、会長提出議案第12号から第17号を議題とし、一括上程致します。

それでは、事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、ご説明させていただきます。今回の5条の転用申請の案件は6件でございまして、面積にして4,453m²の11筆です。

それでは、個別の案件についてご説明致します。議案書5ページからでございます。

会長提出議案第12号、13号について、関連がありますので、併せてご説明致します。

まず、12号ですが、地区番号1、受付年月日、令和4年4月1日。譲渡人、●●●●●●の●●●●様。申請地が●●●●●●●●●●●●番●他1筆で、申請地の台帳地目は全て畠、現況地目は、●●●●番●は宅地で、●●●●番●は畠となっております。この宅地は4条申請で無断転用の是正で申請が出ているものです。

次に、13号ですが、地区番号1で、受付年月日、令和4年4月1日。譲渡人、●●●●●●、●●●●様。申請地が●●●●●●●●●●●●番●で、台帳地目は田、現況地目も田。地積は55m²となっております。譲受人は●●●●●●の●●●●様で、転用目的は、12号は進入路と駐車場用地、13号は進入路用地となっており、工事着完予定年月日はともに令和4年6月1日から令和4年9月30日となっております。権利は、12号は使用貸借権設定、13号は所有権移転売買。農地区分はともに第2種農地となっております。資料と致しましては、第12号は21ページと22ページ、第13号は23ページと24ページとなっております。位置図は21ページと23ページの左側に掲載しております。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●、●●●●●●●●の東約420mに位置し、隣接については、畠、宅地及び道路、水路に接しております。ちょっと平面の地図では分かりづらいかと思うんですが、申請者が車庫や駐車場として利用している●●●●●●●●●●●●番●から西にかけて、●●●●番●の居宅や●●●●番●の居宅兼事務所にかけて急カーブ、急勾配の上り坂となっております。生活や事業に不便な状態ということです。休耕地を転用することで進入路及び駐車場を整備する計画となっております。なお、地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。

次に、会長提出議案第14号についてご説明させていただきます。地区番号が2、受付年月日が令和4年4月1日。譲渡人が●●●●●●●●、●●●●●様。譲受人が●●●の●●●●●●●●。申請地が●●●●●●●●●●番●他2筆で、台帳地目は全て田、現況地目は全て畠。地積の合計が1,032m²。転用目的は太陽光発電設備。建築面積は0m²。工事着完予定年月日は令和4年6月1日から令和4年10月31日。権利は所有権移転売買。農地区分、第2種農地となっております。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●、●●●●●の東約680mに位置し、隣接については、田、宅地及び道路、水路に接しております。申請者は太陽光発電事業を取り扱う法人で、事業拡大のために太陽光発電に適した土地を探していたところ、休耕地の管理に困っていた土地所有者との意向が合致し、転用申請に及んだものです。利用計画図に記載されているとおり、太陽光発電パネル1,008枚を設置し、敷地の北東側

にある電柱へと送電する計画です。地元土地改良区や隣接農地の所有者の同意も得ており、また、四国経済産業局による設備認定も受け、事業の実施も確実であると見込まれることなどから許可相当と判断するものです。

次に、会長提出議案第15号についてご説明させていただきます。地区番号3、受付年月日、令和4年4月1日。譲渡人、●●●の●●●様。譲受人、●●●の●●●様、持分2分の1、●●●様、持分2分の1となっており、申請地は●●●●●●●●●●番●。台帳地目は田。現況地目は畠。地積は239m²。転用目的は非農家の自己住宅で、建築面積は110.95m²となっております。工事着完予定年月日は令和4年6月10日から令和5年2月28日。権利は所有権移転売買。農地区分は第3種、用途区分は第1種住居地域となっております。資料と致しましては27ページと28ページで、位置図を27ページの左側に掲載しております。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●、●●●●●●●●●●の南南東約370mに位置し、隣接については、田及び水路に接しております。申請人は借家にお住まいですが、家財道具等も増え手狭になってきたことから申請に及んだものです。地元土改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。

次に、会長提出議案第16号についてご説明させていただきます。地区番号3、受付年月日、令和4年4月1日。譲渡人、●●●●●●●●の●●●●様。譲受人、●●●●●●●●の●●●●●●●●様。申請地が●●●●●●●●番●他1筆。台帳地目が全て田、現況地目は、●●●●番●は田で、●●●●番●は畠となっております。地積の合計は1,011m²で、転用目的は事務所、展示住宅及び資材置場となっており、建築面積は105.99m²。工事着完予定年月日は令和4年6月1日から令和4年12月31日。権利は所有権移転売買で、農地区分は第2種農地となっております。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●、●●●●の北西約800mに位置し、隣接については、田、宅地及び道路、水路に接しております。申請者は主に住宅の建売業を営む法人であり、本社屋の移転先を香川県内で検討していたところ、休耕地の管理に困っていた土地所有者との意向が合致し、転用申請に及んだものです。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。

次に、会長提出議案第17号についてご説明させていただきます。資料と致しましては31から32ページで、位置図を31ページの左側に掲載しております。議案11号でご説明させていただいた事業計画変更に係る転用申請となります。

地区番号3、受付年月日、令和4年4月1日。譲渡人が●●●●●●●●●●●●
●●●、●●●●様。譲受人が●●●の●●●●●●●●●。申請地が●●●
●●●●●●番●他1筆。台帳地目が全て田、現況地目も全て田。地積の合
計が1,037m²となっており、転用目的は太陽光発電設備。建築面積は0
m²。工事着工予定年月日は令和4年6月1日から令和4年12月30日。権
利は所有権移転売買で、農地区分は第2種となっております。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●、●●●●北西1.8kmに位置し、隣接については、田、宅地及び水路に接しております。変更する事業計画のとおり、太陽光発電事業の規模を拡大するための隣接地2筆の転用許可申請となります。遠方にお住まいで休耕地の管理に困っていた土地所有者との意向が合致し、転用申請に及んだものです。地元土地改良区や隣接農地所有者の同意も得ております。また、四国経済産業局による設備認定も受け、事業の実施も確実であると見込まれることなどから許可相当と判断するものです。

農地法第5条に基づく申請審議についてのご説明は以上となります。

区、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

まず、最初、●●地区、お願ひします。

楠 豊委員

それでは、ご報告致します。会長提出議案12号、13号の5条申請ですが、併せてご報告致します。内容については、進入路、駐車場用地というごとのようござります。地区委員会と致しましては、現地の現状を確認し、境界杭なども確認を致しました。この案件も今回是正をするといいますか片付けをするという意味で仕方なかろうということになりましたので、よろしくお願ひ致します。

議長（会長）

続きまして、●●地区代表委員の報告をお願いします。

松岡浩二委員

第14号について報告します。4月15日に現地確認を行いました。同じく●●●さんの太陽光発電の案件なのですが、宅地も含めて4,381m²という大規模な発電設備でありますけど、特に問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）

続きまして、●●地区代表委員の報告をお願いします。

大塚ノブ子委員

第15号議案についてご報告致します。4月16日、現地確認を行いました。これも事務局の説明のとおりで、私たちは致し方ない、これでいいんじゃないでしょうかという判断を下しました。よろしくお願ひ致します。

続きまして、第16号議案についてご報告致します。これは小田の興津なのですけれども、田んぼを持って管理に困っている人と土地が必要な人との間の話合いで、両者の意見が一致して、私たち、これは言うことないですねという判断を下しました。よろしくお願ひ致します。

続いて、第17号議案についてご報告致します。これも、先ほど11号議案にありました●●●●●●●が太陽光発電の設備をする土地なのですが、31ページの地図を見ていただいたら分かりますように、11号議案の地図の上にあります2枚の田んぼです。これも地目は田、現状も田となっておりますけれども、草が生えておりました。私たち、これ太陽光をしてくれるのはいいんじゃないかという判断を下しましたので、よろしくお願ひ致します。

議長（会長）

地区代表委員からの報告が終わりました。議案第12号から17号についてまして質疑等がありましたら発言を認めます。

ございませんか。

●●委員さん。

十川隆行委員

14号議案についてお伺いします。14号議案の太陽光発電をする場所に関する問題ないと思いますけれども、その横に同じ持ち主の田が●●●●の●、これ、この図面だけ見ると、これ進入路がないのですけど、どうなっているのでしょうか。

事務局

お答えします。この図面上は確かに道路がないというか何も表示されてないのですが、実際ここには道路が通っています、この申請地で太陽光発電をしたとしても、その道路は通つていけるようになっております。●●●の●については、第3条で芝生を作りたいということで申請が出ている土地になります。済みません、ちょっと地図が分かりにくくて申し訳ございませんでした。

十川隆行委員	分かりました。
議長（会長）	ほかにございませんか。
全委員	「質疑なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第12号から17号につきましてお諮りします。議案第12号から17号について異議ありませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第12号から17号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。 続きまして、日程第7 農用地利用集積計画の審議について、会長提出議案第18号を上程致します。 なお、今月の議案で、農地中間管理事業対象農用地等総括表の4番から7番が●●●●委員、8番が●●委員、38番から40番及び44番から46番が●●委員の関係議案になり、除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。 では、事務局より説明を求めます。
事務局	それでは、会長提出議案第18号についてご説明致します。議案書7ページから10ページの説明となります。 個人が7件、法人が6件、中間管理機構が25件の合計38件となっております。38件のうち、新規が25件、再設定が13件となっております。 38件のうち、賃借権が11件、使用貸借権が27件となっております。賃借権の内訳としまして、物納が2件、10,000円が1件、5,000円が5件、4,919円が1件、4,451円が1件、3,000円が1件となっております。 期間は、10年が10件、7年9か月が1件、6年が17件、5年が3件、4年7か月が1件、3年が3件、2年が1件、1年が2件となっております。 続きまして、農地中間管理事業対象農用地等総括表の38件について説明致します。別紙のA3の総括表をご覧ください。 貸付先は、個人14件、法人24件となっております。 設定する権利等の種類は、賃借権が15件、使用貸借権が23件となっております。 期間は、10年が1件、6年が34件、4年7か月が1件、3年が2件となっております。 利用内容は、水稻、麦、露地野菜、飼料用作物の作付となっております。 以上です。
議長（会長）	説明が終わりました。質疑に入ります。本案件につきましては案件が多いので、一括して質疑に入りたいと思いますので、質疑がある場合は整理番号指定の上、ご発言ください。 ございませんか。
全委員	「質疑なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、農地中間管理事業対象農用地等総括表の4番から8番、38番から40番、44番から46番を除く議案第18号について、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	では、原案のとおり承認することと致します。 続きまして、●●●●委員、●●委員、●●委員の関係議案である農地中間管理事業対象農用地等総括表の4番から8番、38番から40番、44番から46番の審議に入りますので、それでは、●●●●委員、●●委員、●●委員の退席を求めます。 (●●委員、●●委員、●●委員 退席)
議長（会長）	では、事務局より説明を求めます。
事務局	農地中間管理事業対象農用地等総括表についての委員さんの案件は11件で、いずれも使用貸借権の11件となっております。期間は、10年が6件、7年9か月が4件、6年が1件となっております。 利用内容については、水稻、麦、露地野菜、飼料用作物の作付となっております。 以上です。
議長（会長）	説明が終わりました。質疑等はありませんでしょうか。
全委員	「質疑なし」との声あり。
議長（会長）	なければ、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	では、原案のとおり承認致します。 退席されている●●●●委員、●●委員、●●委員の再入場を認めます。 (●●委員、●●委員●●、●●委員 着席)
議長（会長）	続きまして、日程第8 農業経営改善計画の審査について、会長提出議案第19号を議題と致します。 それでは、事務局より説明を求めます。
事務局	議案第19号の説明をさせてもらいます。 その前に、2月の定例会でさぬき市の基本構想の変更についてご説明させていただいたと思うのですけど、県の同意をいただきまして、所得目標の目標470万円だったのが、概ね400万円に変更になりましたので、今回の審議のほうはそちらの目標でつくらせていただいています。 それでは、番号1の●●●●。住所が●●●●●●●●●番地。設立年月日は昭和●●年●●月●●日です。 別紙の経営改善計画を参照してください。 現在、ブドウ、ブロッコリー、レモンを生産しています。農業経営の規模拡大に関する現状及び目標としまして、(1) 生産につきまして、シャインマスカットは現在9aを2か所作付して生産量が1,570kg、これが8年目と500kg、これが5年目ですが、5年後の面積は変更ありませんが、生産量を1,800kgに増やします。植付けの年度が異なっているため、生産量に違いがあります。また、シャインマスカットのハウスを増設し、7a増やし、5年後の生産量は350kgになる予定です。ニューピオ一ネは現状1

5aで生産量1,700kgですが、5年後も変更はありません。ブロッコリーは現状20aで生産量2,000kgですが、5年後も変更はありません。レモンは現状16aに作付しており、まだ収穫はありませんが、5年後は150kgの予定です。R-1は現状10aで生産量2,000kgですが、5年後も変更はありません。ピオーネは15aで生産量1,700kgですが、5年後も変更はありません。

(2) 農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業について、レモンのオーナー制で、現状17万円のところ、5年後には35万円まで増やします。この売上げはイベント等の売上げです。それから、加工品としてレーズン、ピオーネのみですが、この売上げが現状40万円のところ、5年後は80万円に増やします。

(3) 農用地及び農業生産施設について、アの農用地についてですが、所有地は現在、田が50aで、5年後も変更はありません。畑が82aで、5年後も変更はありません。借入地は現在さぬき市の田が95aですが、5年後も変更はありません。高松市の借入地については現在90aですが、5年後も変更はありません。

イの農業生産施設についてですが、ビニールハウスは現状4棟で3,202m²ですが、5年後は5棟で3,902m²に増やします。ブドウ雨よけ施設、現在4棟で2,500m²ですが、こちらは変更ありません。

現在育成中のシャインマスカットの成園化を早期に図るとともに、県補助事業の導入によりハウスを増設し、栽培面積を増やします。さらに、レモンのオーナー制や加工部門等の充実を図ります。

現状の年間所得390万円のところ、5年後の目標530万円を目指します。認定新規就農者の認定期間終了に伴い認定農業者の申請をさせてもらいますので、ご審議をよろしくお願いします。

続きまして、2番の●●●さんです。住所が●●●●●●●●●●●●●●●●番地。生年月日は昭和●●年●月●●日です。

別紙の経営改善計画を参照してください。

現在、水稻・キャベツ・ブロッコリー・タマネギを生産しています。農業経営の規模拡大に関する現状及び目標としまして、(1) 生産について、水稻は現在185aを作付して生産量が8,325kgですが、5年後は作付面積を400aに増やし、生産量を18,000kgに増やします。キャベツは現在35aを作付して生産量が21,000kgですが、5年後は作付面積を110aに増やし、生産量を66,000kgに増やします。ブロッコリーは現在15aを作付して生産量が1,500kgですが、5年後は作付面積を40aに増やし、生産量4,000kgに増やします。タマネギは現在15aを作付して生産量が10,500kgですが、5年後は作付面積を20aに増やし、生産量14,000kgに増やします。

(2) 農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業について、作業受託で、もみすり乾燥で現状50万円のところ、5年後も現状維持の50万円です。

(3) 農用地及び農業生産施設についてですが、アの農用地ですが、所有地は、現状、田が95aのところ5年後も変更はありません。借入地は現状、田が117aのところ、5年後までに田を500aに増やします。

イの農業生産施設ですが、現状、倉庫とハウスが1棟ずつですが、変更はありません。今後は周辺の農地を集積し経営規模の拡大を行い、適期の植付け、防除を徹底し、品質・収量の向上を図ります。

現状の年間所得150万円のところ、5年後の目標370万円を目指します。経験も実績もある農業者ですので、認定農業者の継続認定についてのご審議をよろしくお願いします。

続きまして、●●●●。住所が●●●●●●●●●●●●●●●●番地。生年月日は昭和●●年●月●●日です。

別紙の経営改善計画を参照してください。

現在、繁殖牛を生産しています。農業経営の規模拡大に関する現状及び目標としまして、（1）生産について、繁殖牛は現在37頭を飼育し、生産量が30頭ですが、5年後は50頭を飼育し、生産量を42頭に増やします。

（3）農用地及び農業生産施設についてですが、イの農業生産施設、現状、牛舎が2棟で200m²ですが、5年後は3棟で300m²に増やします。今後は施設の増設と適期の受精を行い、生産効率を上げることで飼養規模の拡大を目指し、所得の向上を図ります。

現状の年間所得360万円のところ、5年後の目標420万円を目指します。経験も実績もある農業者ですので、認定農業者の継続認定についてのご審議をよろしくお願ひします。

続きまして、●●●●●●●●●。住所が●●●●●●●●●番地●。設立年月日は令和●年●月●日です。

別紙の経営改善計画を参照してください。

現在、水稻、小麦を生産しております。農業経営の規模拡大に関する現状及び目標としまして、（1）生産について、水稻（コシヒカリ）は現在100aを作付して生産量が4,800kgですが、5年後は作付面積を150aに、生産量を7,200kgに増やします。水稻（あきさかり）は現在20aを作付して生産量が960kgですが、5年後は作付面積を500aに、生産量を24,000kgに増やします。小麦（二毛作）は現在80aを作付して生産量が2,880kgですが、5年後は作付面積を500aに増やし、生産量を19,000kgに増やします。小麦（単作）は現在180aを作付して生産量が6,480kgですが、5年後は作付面積を500aに増やし、生産量を19,000kgに増やします。

（3）農用地及び農業生産施設について、農用地ですが、借入地は現在、田が0aのところ、5年後までに田を1,200aに増やします。

この●●●●●●●●は元々、集落営農組織●●・●●が法人化したもので、今後、農業委員会や農地機構を通じて近隣集落の農地を集積し規模拡大を図り、水稻・小麦の生産拡大をめざします。また、排水対策や肥培管理を徹底して行い、小麦の単収向上をめざします。

今まで集落営農としての実績もあり、地域の農業を守っていただくことから、認定農業者としての新規の認定のご審議をよろしくお願ひします。

以上です。

議長（会長）

事務局からの説明が終わりました。本議案につきましては、●●地区、●●地区、●●地区の関係案件ですので、地区代表委員からの補足事項等がありましたら、報告をお願い致します。

まず、最初、●●地区からお願いします。

大塚ノブ子委員

それでは、番号1番、●●●●さんの私の知っている範囲でご報告致します。●●●●さんはしっかりした女性です。香川県でも有名な女性農業者だろうと思います。経営の内容もしっかりしております。間違いない人だと思います。よろしくお願ひします。

議長（会長）

続きまして、●●地区、お願いします。

十川隆行委員

2番、3番。2番のことはよく分かりません。3番、●●さんに関しては問題ありません。以上です。

議長（会長）

続きまして、●●地区代表委員からの報告をお願い致します。

十河道夫委員

令和●年●月●日ということです。構成員、役員の欄を見ますと、いろん

な種類の農業を経験した方が70歳代のメンバーにいらっしゃいますので、特に心配することはないと思いますし、他の耕地が1つ減りましたが、また1つ増えたということで、楽しみにしておりますので、応援のほうよろしくお願ひ致します。以上です。

議長（会長）

地区代表委員の報告が終わりました。議案第19号について質疑等がありましたら発言を認めます。

岩澤委員さん。

岩澤佳宣委員

まず、最初に、●●地区の●●さん。今、シャインマスカット、ピオーネ、ブロッコリー、レモン、これをやっておるそうなのですが、所有の田、畠、この面積で、ここに載っている作物以外で何か作っているんでしょうか。作物の面積が合わないのですけど。

事務局

高松市で95aとか、一応、本人からお聞きしているのはこの計画書に出ている作物になります。高松市で95a借りているそうなのですが、そこはもうブロッコリーだけしか植えていないとかいうことはおっしゃっていました。

岩澤佳宣委員

そしたら、ただ引いているだけ。

事務局

そうですね。

岩澤佳宣委員

これ大分面積あるで。ただ引くばかりで、こんなあれで行けるのかい。水田とか麦とかいうんやりよるんだったらまだ分かりますけれども、これシャインマスカット9a、9aですよ。ニューピオーネ15a。これ全部足したって、水田90a借りているのと自作地が50aあって、畠が82aあるのですよ。

大塚ノブ子委員

この畠の中にブドウの本数、何本植えているとか。9aや7aいうのは変ですね。これ間違っているのでは。

事務局

済みません。今、一部、2、3反、別の方に水稻を植えていただいているのという。

岩澤佳宣委員

そしたら、この中に入れたらいかんでしょう。この面積のあれに、ほんで、ある機械やって電動ばさみだけですよ。

事務局

ごめんなさい。別紙の機械については、今後5年間で更新とか新規に入れる予定があるものだけの表示になりますので、所有しているもの全部はここには入ってないです。

岩澤佳宣委員

草刈りするにしたって草刈り機は要るし。

事務局

この別紙についてはもう、令和2年の様式が変更になってからは、もう更新するものだけの表示になっていますので、それまでは。

岩澤佳宣委員

それにしても作物が合わないでしょう。これから作る作物だけですか。現状の分やって書いとかないかんのでしょう。

事務局

5年間で更新する予定がなければ、ここに載せる必要はありません。

岩澤佳宣委員	いや、だから現状の作物、これ全部足したって、どう考えたって、水田だけでも 50 a と 90 a あるんだから。
議長（会長）	面積が合わないと言うんやろ。
大塚ノブ子委員	高松で 90 a 借りているのでしょうか。そこへブロックリー 20 a 植えているのですか。
岩澤佳宣委員	20 a 植えたって、70 a 余るでしょう。
事務局	そうですね。
岩澤佳宣委員	それで、82 a の畑あって、これ畑へシャインマスカットやっとるものか水田にシャインマスカットやっとるものか、それは分かりませんけど。どう考えても面積が合わない。
事務局	再度確認して、実際に利用している面積で訂正します。
議長（会長）	そしたら、これ保留するというわけ。来月に回すわけ。はっきり分からぬのであれば、今回、通すわけにはできないのでは。だから、もう1回調べ直して、来月に回そうか。それでも構わないのか。借入とかに関係しないのか。
事務局	そうですね、それはないです。
議長（会長）	それでは、来月に回しますか。きちんと調べて。
事務局	はい。
議長（会長）	もう一度調査して、来月に回しますから。
岩澤佳宣委員	機械なんかはもう今後買うんだけしか載せなということ。
事務局	そうですね。更新とか。
岩澤佳宣委員	これ今後、何を持っているかというのによつては、これではできるはずがないというふうに考えたら、前の機械やって載せてないと審議のしようがないのと違いますか。
事務局	新しい様式に変わって、そういうふうになったのですけど、この計画図を作る際には極力、更新しないかもわからないんですけど、可能性のあるものは載せてもらうようにはしていますけど、もうこれしか必要ないと言われた場合には、もうそれ以上のものは載せてないです。
議長（会長）	●●委員さんが不審な点があるようですが、もう一回、再調査して、新しく来月出すようにしますから、これはそうしたら保留ということで。それでよろしいでしょうか。
岩澤佳宣委員	はい。
議長（会長）	それでは、農業経営改善計画の審査について、議案第 19 号についてお諮

	りします。一部保留ということで、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	本日上程の議案については以上ですが、日程第9 その他で、事務局、ありませんか。
事務局	<p>事務局から、今お配りしています農業経営改善計画の認定申請書、これは後で回収しますので、机の上に置いてください。</p> <p>それから、緑の封筒でお配りしているものがあると思うのですけど、これは、去年もそうだったのですけど、例年、農地利用の最適化推進に関する改善意見ということで、今年も令和5年度の改善意見についての依頼がございました。地区でまとめていただいて、次回、5月20日の定例会までに各地区でまとめていただいたものを事務局まで提出をお願いしたらと思います。</p> <p>それから、次回の定例会の開催ですけども、5月20日金曜日午後1時半から、本庁の3階、301、302、この部屋で行いますので、また開催の予定をお願いしたらと思います。</p> <p>あと、先月、下限面積の意見について各地区で相談していただいて、意見書の提出をお願いしたいとご依頼したと思うのですけども、皆さん、いかがでしょうか。まとめていただきたいとのものがであれば回収させていただきたいのですけど、まだ地区の方は、まだですかね。</p>
大塚ノブ子委員	難しい問題で、よっぽど考えないと。
事務局	<p>ある程度、少し難しいとは思うのですけど、出していただいて、それぞれの各意見を少しまとめさせてもらい、まとめたものをお渡しして、いろいろ意見をお伺いしたらと思いますので、また済みませんけれど、次回までお願いします。</p> <p>続いて、皆様方に多くの資料をお配りしていますが、紙袋をお配りしていると思うのですけど、これは、活動記録セットが入っていると思います。ご覧いただいたらと思うのですけども、活動記録セットは毎年、会議さんから出ているのですけども、これが変更になったのです。国のほうから通知が出来て、今後の活動記録については、その活動記録セット、この記録簿に記帳して出していただくようにという通知があったのです。内容についてはいろいろ細かくなっているのですけども、記録方法の内容が変更になっているということなのです。</p> <p>については、ご覧いただいて、ご理解いただいたらと思うのですけど、実は農業会議さんのほうに今日来ていただいているのです。概要を説明していただいて、聞いていただけたらと思うのです。時間が長くなつて申し訳ないのですけど、引き続いて聞いていただいたらと思います。農業会議担当者の方に来ていただいており、お呼びしますので、済みませんけども、引き続きお願いしたらと思います。</p>
議長（会長）	農地中間管理機構の方、何かございますか。
農地中間管理機構	ございません。
事務局	<p>私のほうから紹介させていただきます。</p> <p>4月から農地集積専門員の松岡さんの後任に三好さんが来ていただいておりますので、ご紹介させていただきます。</p>

農地中間管理機構

議長（会長）

三好です。どうぞよろしくお願ひ致します。

以上をもちまして、令和4年4月農業委員会定例会を閉会と致します。慎重なるご審議ありがとうございました。

(4時08分閉会)

各議案毎の採決結果（議長は可否に入らず）

- ・農地法第3条に基づく申請審議について
賛成委員 ······ 12名 反対委員 ······ 0名
- ・非農地証明願いについて
賛成委員 ······ 12名 反対委員 ······ 0名
- ・農地法第4条に基づく申請審議について
賛成委員 ······ 12名 反対委員 ······ 0名
- ・農地法第5条に基づく事業計画変更の申請審議について
賛成委員 ······ 12名 反対委員 ······ 0名
- ・農地法第5条に基づく申請審議について
賛成委員 ······ 12名 反対委員 ······ 0名
- ・農用地利用集積計画の審議について
賛成委員 ······ 12名 反対委員 ······ 0名
- ・農業経営改善計画の審査について
賛成委員 ······ 12名 反対委員 ······ 0名

上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長（議長）

署名委員 1番

署名委員 2番